【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（免許の失効）

**第百三十四条**　金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、その効力を失う。

一　取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社金融商品取引所の場合に限る。）。

二　取引所金融商品市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

四　設立、合併（当該合併により設立される者が金融商品取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該金融商品取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五　免許を受けた日から六月以内に取引所金融商品市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。）。

２　前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（免許の失効）

第百三十四条　金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、その効力を失う。

一　取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社金融商品取引所の場合に限る。）。

二　取引所金融商品市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

四　設立、合併（当該合併により設立される者が金融商品取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該金融商品取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五　免許を受けた日から六月以内に取引所金融商品市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。）。

２　前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（改正前）

（新設）

第百三十四条　証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、効力を失う。

一　取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社証券取引所の場合に限る。）。

二　取引所有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

四　設立、合併（当該合併により設立される者が証券取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該証券取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五　免許を受けた日から六月以内に取引所有価証券市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。）。

②　前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百三十四条　証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、効力を失う。

一　取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社証券取引所の場合に限る。）。

二　取引所有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

四　設立、合併（当該合併により設立される者が証券取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該証券取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五　免許を受けた日から六月以内に取引所有価証券市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。）。

②　前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（改正前）

第百三十四条　証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、効力を失う。

一　取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社証券取引所の場合に限る。）。

二　取引所有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

四　設立、合併（当該合併により設立される者が証券取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該証券取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五　免許を受けた日から六月以内に取引所有価証券市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。）。

②　前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】（同第91号、平成11年12月22日第160号）

（改正後）

第百三十四条　証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、効力を失う。

一　取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社証券取引所の場合に限る。）。

二　取引所有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

四　設立、合併（当該合併により設立される者が証券取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該証券取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五　免許を受けた日から六月以内に取引所有価証券市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。）。

②　前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（改正前）

（新設）